

大和市企業活動振興条例による奨励金

市は、市内経済の活性化を目的として、大和市への進出を希望する企業や、事業拡大・設備投資などをする市内企業を支援するための奨励金を交付しています。事前に計画が認定された事業が対象です。

対象業種▶製造業、情報通信業、自然科学研究所

申請方法▶申請前に要事前相談。電話で産業活性課へ。



奨励内容

種 類	対 象	要 件	奨励金額(上限額)	適用回数(期間)
①新規立地奨励金	市内に事業所のない企業が市内で新たに操業を開始する場合	投下資本額1,000万円以上	新規取得した土地を除く固定資産の固定資産税および都市計画税の納税見込額の6倍(1億円)。ロボット産業は12倍(2億円)	1回
②事業拡大奨励金	市内で継続して3年以上操業している企業が経営規模の拡大を目的として、市内で事業所を増設または既存事業所の移設・建て替えをする場合	同上	同上	都度
③設備投資奨励金	市内で継続して3年以上操業している企業が経営規模の拡大を目的として、事業所内の設備を新規導入、または更新する場合	同上	同上 (5,000万円。ロボット産業は1億円)	都度
④投資促進奨励金	上記①～③のいずれかの奨励金の受給企業	—	新規取得した土地を除く固定資産の固定資産税および都市計画税相当額の2分の1	3年間
⑤賃貸オフィスビル等入居奨励金	市内の大規模な賃貸オフィスビルなどを新たに賃借して操業した企業	床面積1,000㎡以上の市内の賃貸オフィスビルなどを新たに賃借し、1年以上操業を継続	賃料の50% (月額50万円)	1回 (1年間分)
⑥健康企業奨励金	市内で継続して3年以上操業している企業が国の健康経営優良法人認定制度の認定を受けた場合	経済産業省が創設した「健康経営優良法人認定制度」の認定を受けた企業	100万円	1回



市役所産業活性課企業活動サポート係 ☎(260)5135 FAX(260)5138

令和7年度大和市クリーンキャンペーン 5月25日(日)は「清掃の日」です

市は、毎年5月の最終日曜日を「清掃の日」とし、今年は5月25日(日)に大和市自治会連絡協議会とともに市内一斉清掃を実施します。自宅近くの道路、公園、広場など、ふだん利用している公共の場所をみんなで清掃しましょう。

当日のごみの出し方

清掃の開始時間は各自治会などで決めてください。ごみは分別し、透明または半透明の袋に入れて午前9時までにリサイクルステーションに出してください。家庭ごみの収集や資源分別回収はしません。

燃やせるごみ▶雑草は土をよく払い落としてください。剪定枝は一人を持ち上げられるように、1本を太さ10㎝以内、長さ50㎝以内にし、直径30㎝以内の束にまとめてください。自宅敷地内の剪定枝は通常の家庭ごみの収集日に出してください。**燃やせないごみ**▶資源としてリサイクルできない汚れた空き缶、空き瓶などは「燃やせないごみ」として収集します。きれいな空き缶などは、通常の資源分別回収日に出してください。



- 注意事項**
- 雨天などによる清掃活動の中止については、各自治会などで判断をお願いします(雨天でも回収は実施)。
 - 「清掃の日」当日以外に自治会などで清掃活動をする場合は、実施日・場所・ごみの収集方法を事前に市役所環境・公害対策課へご相談ください。
 - 側溝の土砂、放置自転車、オートバイは、当日収集しません。市道の側溝の清掃残土の収集は、別途市役所道路管理課 ☎(260)5412へご相談ください。

市役所環境・公害対策課 ☎(260)5498
推進係 ☎(260)5498
FAX(260)6281

障がい者相談支援事業のご活用を 生活上の不安や悩みを専門相談員が受け付け

なんでも・そうだん・やまと

市は、身体障がい、知的障がい、精神障がいのある人や家族が、障がいにかかわる生活上の不安や悩みを相談できる、障がい者相談支援事業「なんでも・そうだん・やまと」を実施しています(一部は指定管理者)。

相談施設

①障害者自立支援センター(基幹相談支援センター・障害者虐待防止センター)
鶴間1-19-3、☎(265)5198、FAX(260)0238

②サポートセンター花音

柳橋5-3-16(ふきのとう向生舎内)、☎(268)9914、FAX(267)0454

③相談支援センター松風園

西鶴間1-12-20(からき番館1階B号室)、☎(272)0040、FAX(240)0424

相談日▶①月・土曜日午前8時30分～午後5時15分、②③月・金曜日午前8時30分～午後5時
申し込み▶直接または電話で各事業所へ。

※詳しくは専用ホームページをのぞいてください。

※①は障がい者虐待の通報や相談についても受け付けています。
※障がい者本人が65歳以上の場合は、各地域の地域包括支援センターにご相談ください。

精神障がいについての相談は、次の事業所でも受け付けます

相談施設

地域活動支援センター「ポピー」
大和東3-15-2階、☎070-1002-2022、FAX(244)6892

開所日▶火・土曜日午前10時～午後5時
時水・土曜日は午後8時まで
申し込み▶直接または電話で同センターへ。



保健福祉センター障がい福祉課
こころの健康係 ☎(260)5667 FAX(262)0999

